

事務連絡
令和7年4月1日

北海道開発局事業振興部長 殿
各地方整備局河川部長 殿
内閣府沖縄総合事務局開発建設部長 殿

国土交通省水管理・国土保全局
上下水道企画課管理企画指導室長
(公印省略)

下水道処理施設維持管理業者登録規程の一部改正について

下水道処理施設維持管理業者登録規程の一部を改正する告示（令和七年告示第269号）が令和7年4月1日に公布され、同日に施行されるところ、この内容については下記のとおりであるので、本事務連絡に留意して適切に対応されるとともに、貴局における登録業者に対しても、必要に応じて今回の改正内容について周知されたい。

記

一 第6条関係

現行の下水道処理施設維持管理業者登録規程（昭和62年建設省告示第1348号。以下「告示」という。）第6条第1項第5号において、国土交通大臣は、下水道処理施設維持管理業者の登録の申請があった場合において、登録を受けようとする者が、1年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者に該当するときは、その登録をしないものとされている。

今般、懲役及び禁錮を拘禁刑に改正する刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）が令和7年6月1日から施行することを踏まえ、告示第6条第1項第5号に規定する「懲役又は禁錮の刑」を「拘禁刑」に改正することとした。

二 第10条の2から第10条の5まで関係

現行の告示第10条の2から第10条の5までにおいて、下水道処理施設維持管理業者の登録等に必要な書類に代えて、フレキシブルディスクの提出を可能とする措置を規定している。

今般、その申請手続について見直しを行うことにより、申請者の利便性の向上、行政運営の簡素化及び効率化並びに社会経済活動の更なる円滑化を図るため、書類

の提出に代わる方法を、フレキシブルディスクより簡易かつ一般的な方法であるインターネット等の電子情報処理組織を使用した方法（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成 14 年法律第 151 号）第 6 条第 1 項に基づく電子情報処理組織による申請等と同一の方法）によることとした。

三 その他

関係法令に合わせた表現の適正化を行った。

四 附則関係

本告示については、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。なお、第 6 条については、所要の経過措置を設けることとした。